

徳山ダムに係る導水路検討会（第5回） 審議内容メモ

日 時：平成18年5月12日（金） 11:30～12:10

場 所：（独）水資源機構中部支社 4階会議室

出席者：座長 国土交通省中部地方整備局河川部長

岐阜県県土整備部長（代理：土木技監）

愛知県地域振興部長

愛知県建設部長（代理：技監）

愛知県企業庁水道部長

三重県政策部長

三重県県土整備部長

名古屋市上下水道局技術本部長

配付資料：

次第

資料 - 1 規約改正理由、規約（案）

資料 - 1 導水路検討会のこれまでの経緯

資料 - 2 木曽川水系連絡導水路事業の建設着手に向けた基本方針

資料 - 3 平成18年度の調査予定

「徳山ダムシンポジウム 揖斐川流域の保全と活用を考える（平成18年4月18日開催）」パネルディスカッション使用資料

審議内容

1．検討会の規約改正について

導水路事業が平成18年度より新規実施計画調査に採択されたことを機に、「徳山ダムに係る導水路検討会」を部長クラスによる合意形成を図る場とするための規約改正（案）を了承した。

2．基本方針について

建設着手に向けた基本方針を了承した。

3．18年度調査の予定について

平成18年度の実施計画調査として、地質調査、動植物調査、予備設計を実施することの報告を受けた。

徳山ダムに係る導水路検討会

日時：平成 18 年 5 月 12 日

場所：水資源機構中部支社 4 階会議室

議事次第

- 1 . 開会
- 2 . 挨拶
- 3 . 議事
 - 1) 検討会の規約改正について
 - 2) 18 年度調査の予定
- 4 . 閉会

次第

資料 - 1 規約改正理由、規約（案）

資料 - 1 導水路検討会のこれまでの経緯

資料 - 2 木曾川水系連絡導水路事業の建設着手に向けた基本方針

資料 - 3 平成 18 年度の調査予定

「徳山ダムに係る導水路検討会」規約改正理由

「徳山ダムに係る導水路検討会」は、平成16年6月に行われた副知事・助役会議の意見を踏まえ、具体化に向けた検討及び意見交換を行う場として平成16年10月に設置され、これまでに4回開催してきた。

導水路事業は平成18年度より新規実施計画調査に採択され、導水路計画策定に向け三県一市と調整を図り、一つ一つ具体化していく必要がある。

今後、三県一市との合意形成を要する事項も多くなるため、「徳山ダムに係る導水路検討会」については、導水路事業の新規実施計画調査に着手することを契機に、部長クラスによる合意形成を行う場として位置づけたい。

また、従来の課長クラスの会議は、幹事会として引き続き、情報交換・具体化に向けた検討の場としていきたい。

「徳山ダムに係る導水路検討会」規約

(趣旨)

第1条 「徳山ダムに係る導水路検討会」(以下「検討会」という)の組織及び運営に関しては、この規約に定めるところによる。

(目的)

第2条 本検討会は、徳山ダムに渇水対策として貯留した水を木曾川、長良川に補給するとともに、愛知県、名古屋市が新規開発した都市用水を利用するために必要となる揖斐川からの導水路について、国土交通省が計画を立案するにあたり、透明性を確保しつつ三県一市との十分な調整を図ることを目的とする。

(委員)

第3条 検討会は、次に掲げる者により構成する。

国土交通省中部地方整備局	河川部長
岐阜県県土整備部	県土整備部長
愛知県地域振興部	地域振興部長
建設部	建設部長
企業庁	水道部長
三重県政策部	政策部長
県土整備部	県土整備部長
名古屋市上下水道局	技術本部長

(座長)

第4条 座長は、国土交通省中部地方整備局河川部長が務めるものとし、会務を総括し検討会を代表する。

(幹事会)

第5条 検討会に幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会に属すべき幹事は、検討会を構成する者がそれぞれ指名する者とする。
- 3 幹事長は、国土交通省中部地方整備局河川部河川調査官が務めるものとし、幹事会の事務を所掌する。
- 4 幹事長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(検討会の所掌事務)

第6条 検討会は、導水路事業の建設着手に向け、次に掲げる事項を行う。

- 一 導水路の計画立案に向けた調整
- 二 導水路計画の具体化を図ること
- 三 その他

(検討会の開催)

第 7 条 検討会の開催は、座長の判断により随時開催するものとする。

2 幹事会は検討会に先立ち開催することを基本とし、必要に応じて幹事長の判断により開催するものとする。

(議事の公開)

第 8 条 検討会の議事の公開については、検討会終了後の議事概要を公表することをもって公開とする。また、幹事会については非公開とする。

(事務局)

第 9 条 検討会の事務局は、中部地方整備局河川部河川環境課内に置く。

(会議の招集)

第 10 条 検討会は座長が招集する。

2 幹事会は幹事長が招集する。

(雑則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が検討会に諮って定める。

付則

この規約は平成 16 年 10 月 14 日から施行する。

付則

この規約は平成 18 年 5 月 12 日から施行する。

資料 - 1

「徳山ダムに係る導水路検討会」のこれまでの経緯

年 月	内 容
平成16年 6月	<p>【徳山ダムに関する三県一市副知事・助役会議】での確認事項 徳山ダムで開発した水の有効的な利用方策については、三県一市と密接に連携を図りながら導水路の早期の具体化に向けて検討を進めること。</p>
平成16年10月	<p>【第1回徳山ダムに係る導水路検討会】での確認事項 (1) 「徳山ダムに係る導水路検討会」設立趣旨及び規約のとおり、検討会を設立する。 (2) 導水路は、湧水対策及び都市用水の目的を合わせた共同導水路を基本として、単独案を含め十分な比較検討を行う。 (3) 検討に当たっては、インターネット等による情報開示を行等、透明性を確保する。</p>
平成16年11月	<p>【第2回徳山ダムに係る導水路検討会】での確認事項 (1) 共同・単独導水路及び上流案・下流案の比較検討資料を基に討議を行い、今後さらに検討を進めていくこととした。 (2) 現在国土交通省はインターネットにより概要を公表しているが、寄せられた意見について取りまとめを行い、検討会に報告する。 (3) 次回は導水規模について、これまでの検討内容を報告する。</p>
平成17年 6月	<p>【第3回徳山ダムに係る導水路検討会】確認事項 (1) 導水規模及び導水ルートの考え方について、以下のとおり各県市へ整備局から説明した。 ・ 導水規模については、近年最大湧水である平成6年の流況で検討した結果、導水規模20m³/sの施設があれば、湧水対策として最大毎秒20m³、都市用水として最大毎秒4m³を導水することが可能であること ・ 異常湧水対策のための導水ルートは、整備局としては木曽川中流部より下流の広範囲にわたって生態系の保全等のための補給が可能となる上流案であることが必要であると考えていること (2) 導水規模・ルートともさらに調査を進め、今後三県一市の意見を踏まえ、資料整理のうえ再度意見交換することとした。</p>
平成17年10月	<p>【第4回徳山ダムに係る導水路検討会】確認事項 (1) 中部地方整備局は、木曽川水系連絡導水路事業について、揖斐川の上流から20m³/s規模で導水する内容でH18年度新規実施計画調査要求したことを説明した。 (2) 三県一市は、上流ルートを基本として検討を進めることを了解するとともに、計画段階からコスト縮減に努めること、及び湧水に強い地域作りを進めるため、導水路の早期実現を中部地方整備局に要望した。</p>

木曽川水系連絡導水路事業の建設着手に向けた基本方針

1. 実施計画調査は上流案を最有力と考えて実施する。
2. 上流案でも色々なバリエーションがあるため、コスト縮減の観点も含め今後検討を進める。
3. 導水規模等の導水路の基本諸元は検討会で三県一市との調整を進め、木曽川水系河川整備計画への位置づけを目指す。

平成 18 年度の調査予定

1. 平成 18 年度の実施計画調査項目

平成 18 年度の実施計画調査項目は、以下の 2 項目を実施する。

1) 施設設計（予備設計）

地質調査、地質総合解析並びに予備設計を実施する。

実施箇所は、呑口、吐口、管瀬川横過部以西並びに鳥羽川横過部以東の区間を実施する。

[実施位置の優先性]

ルート選定や事業費への支配性が高い箇所について実施する。

a) 呑口、吐口の実現性がルート全体の支配要因となる。

b) 管瀬川横過部は沈砂池の設置を予定しており、施設計画の支配要因となる。

c) 横過部では、鳥羽川右岸～長良川左岸の区間延長が最長であり、立坑長も最長になると想定される。

d) 山岳部では長良川左岸～木曾川右岸の区間延長が最長であり、工法（TBM か NATM か？）の見極めが必要となる。

2) 環境影響検討

動植物調査、水文調査、水質シミュレーションモデル構築を実施する。

実施箇所は、H18.3.6 に開催した「木曾川水系連絡導水路環境検討会」の検討結果に基づいて設定する。

2. 平成 18 年度の調査予定

現地調査を以下のとおり予定する。

1) 地質調査

実施箇所は、呑口、吐口及び長良川と鳥羽川の河川横過部について予定している。

実施内容は各箇所ともボーリング調査と土質試験及び弾性波探査を予定している。

2) 動植物調査

実施箇所は、呑口、吐口、立抗等構造物周辺区域及び地下水位の影響が想定される区域について予定している。

実施項目は、

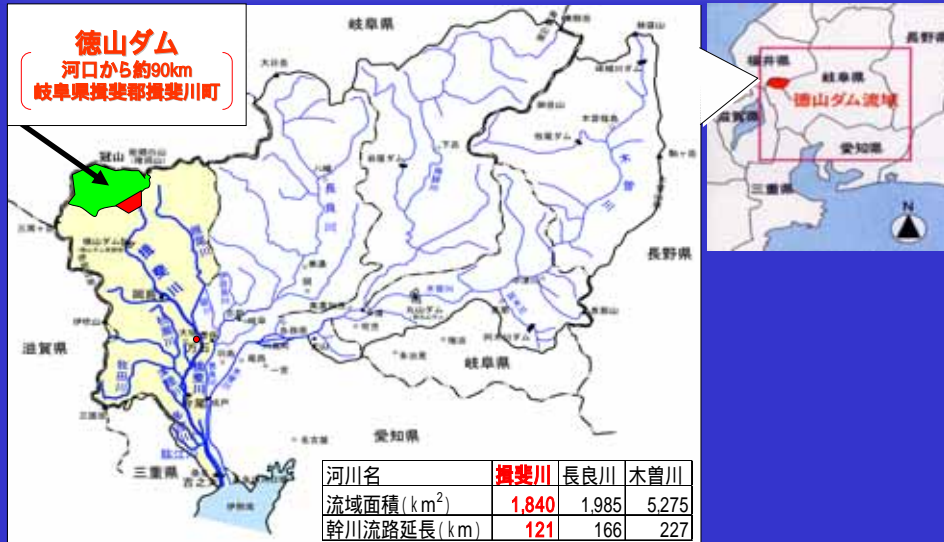
a) 動物：哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、魚類、陸上昆虫類、底生動物

b) 植物：植物相（種子植物・シダ植物、付着藻類）、植生

を予定している。

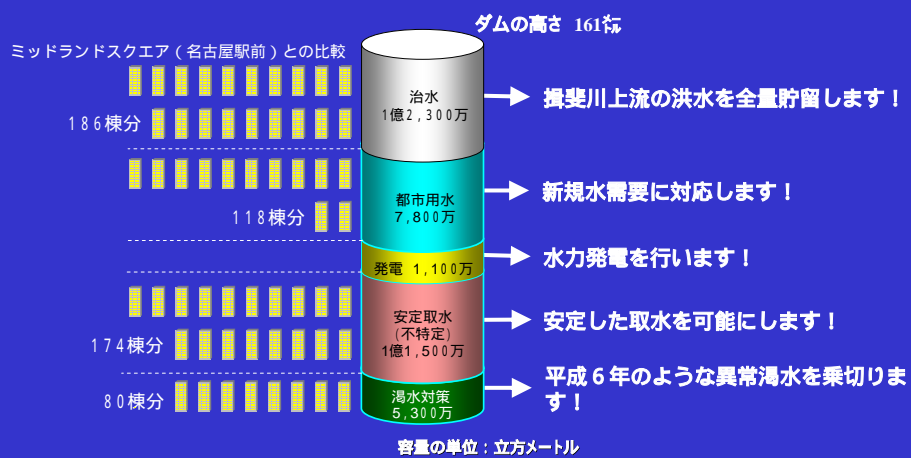
なお、春調査は H19 年度に実施を予定している。

徳山ダムの位置



徳山ダムとは？

徳山ダムの総貯水容量 = 約6億6千万m³は日本一！浜名湖の約2倍！ミッドランドスクエア1000棟分！
湖面積 = 約13 km²は諏訪湖とほぼ同じ



徳山ダム建設事業の経緯

- 昭和32年12月 揖斐川上流域を電源開発促進法に基づく調査区域に指定
- 昭和46年4月 実施計画調査の開始
- 昭和51年9月 事業実施計画の認可
- 昭和58年11月 一般補償基準の妥結調印
- 昭和61年3月 公共補償協定の締結
- 昭和62年4月 徳山村が藤橋村に廃置分合
- 平成元年3月 466世帯すべての移転契約完了
- 平成9年2月 徳山ダム建設事業審議委員会（平成7年12月設置）から意見提出（徳山ダムは治水・利水の緊急性、重要性からみて早期に完成させるべき）
- 平成12年3月 ダム堤体建設一期工事に着手
- 平成16年4月 中部地方整備局事業評価監視委員会で「徳山ダム建設事業の継続」了承
- 平成17年1月 藤橋村を含む揖斐郡1町5村が合併し、揖斐川町が誕生
- 平成17年10月 「徳山ダム上流域の公有地化事業に関する基本協定書」の締結
- 平成17年11月 堤体盛立て工事を完了
- 平成18年秋 試験湛水開始（予定）
- 平成19年度末 徳山ダム完成（予定）

下流よりダム建設地点を望む



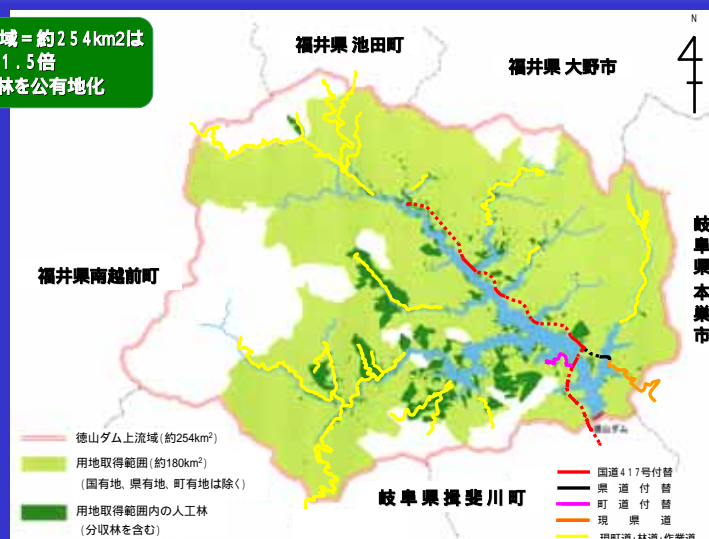


平成17年11月30日
堤体盛立工事完了



公有地化事業

徳山ダム上流域 = 約254km²は
白神山地の約1.5倍
この全域の山林を公有地化



揖斐川水源地域ビジョン (仮称)

目 標 像

日本のどまん中を支える日本一の水と森が織りなす流域文化の創造
- みんなで守り、学び、やすく、日本一元気な流域を目指して -

基 本 方 針

- (1) 揖斐の防人・中部の水瓶としての上流域の環境を、みんなで守り育てる
- (2) 自然の叡智や風土など水源地域そのものを「水と森の自然博物館」として、学びやすく
- (3) 流域ぐるみで協働し、流域文化の創造と展開を図る

取 組 方 策

(1) 日本のどまん中を支える大切な自然環境の保全

流域及び水源としての水環境の保全とともに、森林の保全、管理等を推進
野生動植物の自然生態系の保全及び県境を越えた生態系の回復を形成

(2) 日本一の水と森に学び、やすく場としての活用

総合学習、生涯学習や研修の場を提供
自然環境に関わる調査・研究の展開や、健康とやすらぎのための自然環境を提供

(3) 広域で継続的な交流・連携の推進

NPOや一般住民等が広域的な交流・連携を推進
上下流等三県一市に及ぶ広域的な交流・連携や、県境を越えた相互交流等の広域連携を推進

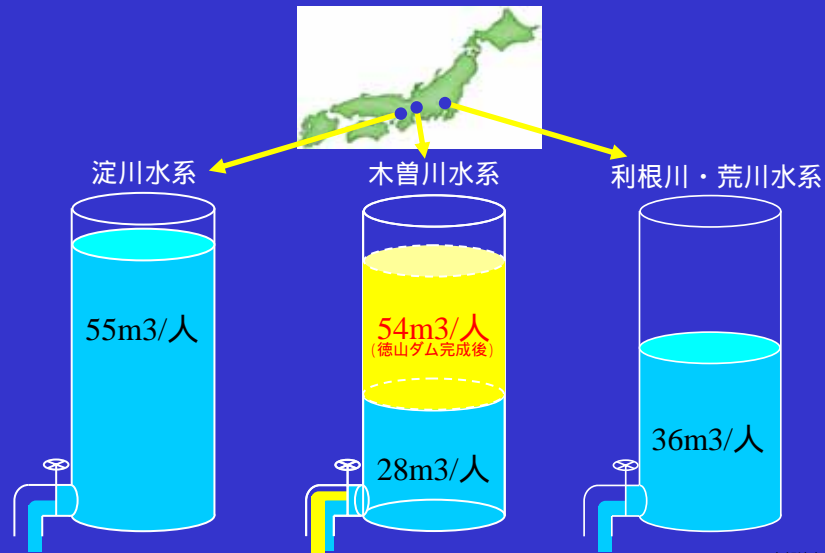
(4) 水源地域の魅力を活用した産業の振興

魅力ある地域づくりや観光拠点のネットワーク形成により、地域の魅力向上と人々が楽しめる場づくりを推進
水源地域の特徴ある特産品開発、水や森林等を活用した起業等の展開

(5) みんなが支え、みんなを支えるための取組の推進

徳山ダム及び水源地域の役割の情報発信、地域の魅力のアピール、人材の養成・育成等を推進
自然環境の保全、学習、健康とやすらぎ、交流等の備活動のための拠点づくり及び備活動を支える仕組みづくりを推進

各水系における1人あたりのダム貯水量



徳山ダムと取水地点を結ぶ木曽川水系連絡導水路

